サウナ設置防火対象物の緊急立入検査を実施

令和７年 12 月 15 日、東京・赤坂の個室サウナ店において火災が発生し、入浴者２名が死亡する事案がありました。

当該事案を受け、当消防本部では、長浜市及び米原市内のサウナ設備が設置された防火対象物について、緊急立入検査を実施しています。

主な確認事項

◎防火管理体制
◎サウナストーブ等放熱設備周辺の可燃物の有無
◎避難経路、避難口の状況
◎消防用設備等の維持管理状況
◎火災予防条例にかかるサウナ設備の届出状況
◎その他、サウナ室のドアノブや非常用ブザーの設置状況等